

令和5年度

学生便覧

長崎医療技術専門学校

目 次

1	学園の沿革概要	1
2	本校の教育目的	2
3	本校の運営組織図	2
4	令和5年度行事予定	3
5	長崎医療技術専門学校学則	7
6	授業計画ならびに授業時限区分	19
7	学則施行に関する規程	
	イ) 学習に関する規程	20
	ロ) 図書閲覧規程	23
	ハ) 学生心得	25
	ニ) 健康管理に関する規程	28
8	校舎平面図	29
9	教職員一覧	32
10	学校関係法規	34

1. 学園の沿革概要

長崎医療技術専門学校の設置主体である学校法人玉木学園の淵源は、明治の中葉に溯り、実学を建学の精神として言わば120年以上の歴史を有しております。

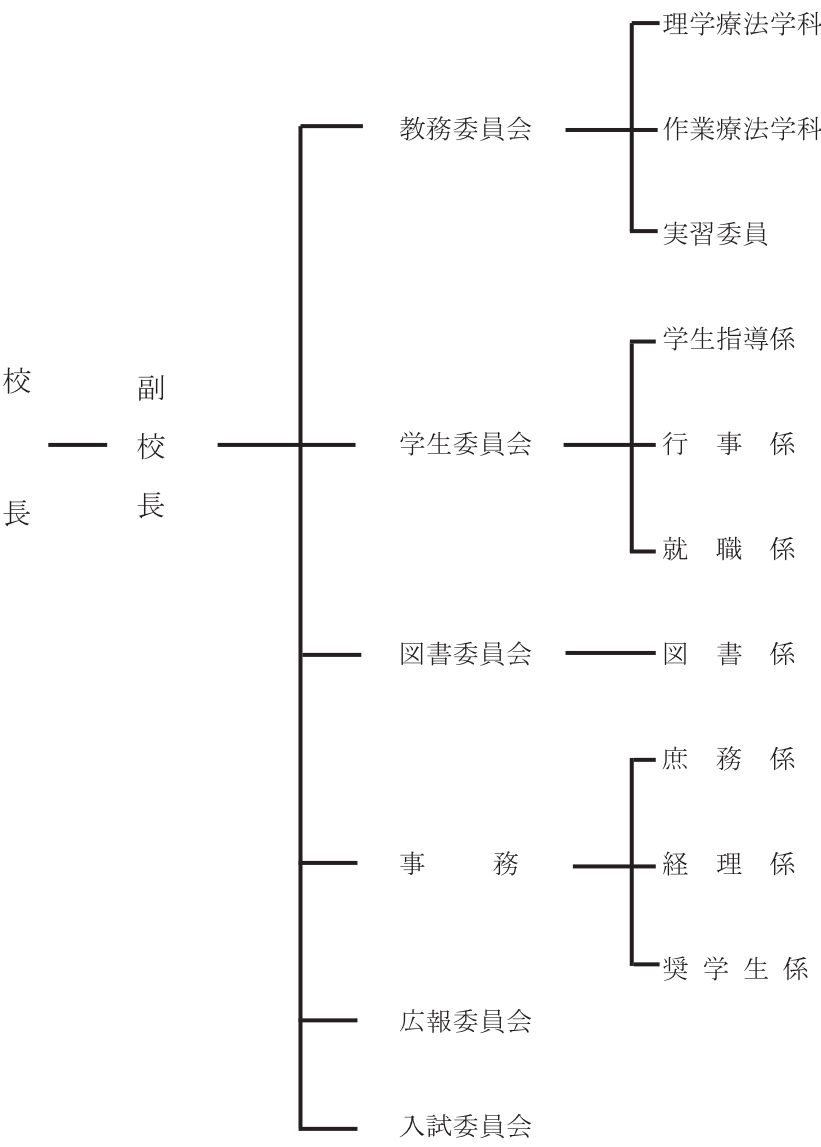
「明朗細心・誠実勤勉・敬愛謙譲」を校是としています。

明治25年（1892年）	玉木リツ先生、長崎女子裁縫学校設立
明治39年（1906年）	私立玉木女学校と改称
大正15年（1926年）	玉木職業女学校となる
昭和22年（1947年）	新学制により玉木中学校設立
昭和23年（1948年）	新学制により玉木女子高等学校設立
昭和26年（1951年）	学校法人を設立し、玉木女子学園と称する
昭和27年（1952年）	玉木幼稚園設立
昭和28年（1953年）	玉木女子短期大学設立（被服科）
昭和38年（1963年）	玉木女子短期大学に食物栄養学科増設
昭和41年（1966年）	玉木女子高等学校に衛生看護科増設
昭和50年（1975年）	玉木女子短期大学に幼児教育学科増設
平成元年（1989年）	玉木女子高等学校衛生看護専攻科設置
平成4年（1992年）	百周年記念館竣工
平成5年（1993年）	ますみ記念館竣工 玉木女子高等学校に福祉科増設 学園創立百周年記念式典挙行
平成7年（1995年）	長崎医療技術専門学校設立（理学療法学科）
平成9年（1997年）	長崎医療技術専門学校に作業療法学科増設
平成15年（2003年）	学園創立百十周年記念式典挙行
平成17年（2005年）	長崎医療技術専門学校に歯科衛生学科増設
平成19年（2007年）	「学校法人玉木女子学園」を「学校法人玉木学園」と改称 「玉木女子短期大学」を「長崎玉成短期大学」、 「玉木女子高等学校」を「長崎玉成高等学校」と改称し、男女共学とする 「玉木幼稚園」を「長崎玉成短期大学附属幼稚園」と改称
平成24年（2012年）	学園創立百二十周年を迎える 長崎玉成高等学校 新校舎移転（愛宕1丁目29番41号）
平成29年（2017年）	玉木学園屋内運動場落成式及び学園創立百二十五周年記念式典挙行 長崎玉成高等学校附属中学部設置
平成30年（2018年）	歯科衛生学科閉科
令和4年（2022年）	高等学校及び附属中学部新校舎（玉みらい）完成 学園創立百三十周年を迎える

2. 本校の教育目的

本校は、学校教育法、私立学校法、理学療法士及び作業療法士法に基づき、
理学療法士、作業療法士として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて医療従事者
としての豊かな教養と人格の形成に努め、ひろく国民の保健医療の向上に寄与する
ことのできる医療技術者を育成することを目的とする。

3. 本校の運営組織図



4. 令和5年度行事予定

4 月			5 月			6 月		
1	土		1	月		1	木	
2	日		2	火		2	金	
3	月		3	水	憲法記念日	3	土	
4	火	2・3年生オリエンテーション	4	木	みどりの日	4	日	
5	水	入学式	5	金	こどもの日	5	月	
6	木	授業開始	6	土		6	火	
7	金		7	日		7	水	
8	土	第二土曜休日	8	月		8	木	
9	日		9	火		9	金	
10	月		10	水		10	土	第二土曜休日
11	火		11	木		11	日	
12	水		12	金		12	月	
13	木		13	土	第二土曜休日	13	火	
14	金		14	日		14	水	
15	土		15	月	3年1期臨床実習開始 学園創立記念日	15	木	
16	日		16	火		16	金	
17	月		17	水		17	土	第2回オープンキャンパス
18	火		18	木		18	日	
19	水		19	金		19	月	
20	木		20	土	第1回オープンキャンパス	20	火	
21	金		21	日		21	水	
22	土	第四土曜休日	22	月		22	木	
23	日		23	火		23	金	
24	月		24	水		24	土	第四土曜休日
25	火		25	木		25	日	
26	水		26	金		26	月	
27	木		27	土	第四土曜休日	27	火	
28	金		28	日		28	水	
29	土	昭和の日	29	月		29	木	
30	日		30	火		30	木	
			31	水				

7 月			8 月			9 月		
1	土	第3回オープンキャンパス	1	火		1	金	前期再試験期間（予定）
2	日		2	水		2	土	
3	月		3	木		3	日	
4	火		4	金		4	月	
5	水		5	土	夏休み前オリエンテーション	5	火	
6	木		6	日	夏休み開始	6	水	
7	金		7	月		7	木	
8	土	3年1期臨床実習終了 第二土曜休日	8	火		8	金	
9	日		9	水		9	土	総合型選抜入試 第二土曜休日
10	月	3年登校	10	木	第5回オープンキャンパス（ナイト）	10	日	
11	火		11	金	山の日	11	月	夏休み終了
12	水		12	土	第二土曜休日	12	火	↑スポーツ交流大会
13	木		13	日		13	水	↓
14	金		14	月		14	木	
15	土		15	火		15	金	
16	日		16	水		16	土	3年2期臨床実習終了
17	月	海の日	17	木		17	日	
18	火		18	金		18	月	敬老の日
19	水		19	土	第6回オープンキャンパス	19	火	
20	木		20	日		20	水	
21	金		21	月		21	木	
22	土	第四土曜休日	22	火		22	金	第7回オープンキャンパス（ナイト）
23	日		23	水		23	土	秋分の日 第四土曜休日
24	月	3年2期臨床実習開始 1・2年生前期定期試験期間	24	木		24	日	
25	火		25	金		25	月	2年1期臨床実習開始
26	水		26	土	第四土曜休日	26	火	
27	木		27	日		27	水	
28	金		28	月		28	木	
29	土	第4回オープンキャンパス 第五土曜休日	29	火	進級試験期間（予定）	29	金	
30	日		30	水		30	土	第五土曜休日
31	月		31	木				

1 0 月			1 1 月			1 2 月		
1	日		1	水		1	金	
2	月	3年臨床実習Ⅳ開始	2	木		2	土	
3	火		3	金	文化の日	3	日	
4	水		4	土		4	月	
5	木		5	日		5	火	
6	金	3年臨床実習Ⅳ終了	6	月	1年見学実習開始	6	水	
7	土		7	火		7	木	
8	日		8	水		8	金	
9	月	スポーツの日	9	木		9	土	第二土曜休日
10	火		10	金		10	日	
11	水		11	土	1年見学実習終了 第二土曜休日	11	月	2年後期定期試験開始
12	木		12	日		12	火	
13	金		13	月		13	水	
14	土	指定校・公募・自己推薦入試 2年1期臨床実習終了 第二土曜休日	14	火		14	木	
15	日		15	水		15	金	
16	月		16	木		16	土	
17	火		17	金		17	日	
18	水		18	土		18	月	
19	木		19	日		19	火	
20	金		20	月		20	水	2年前期・進級再試験開始（予定）
21	土	第8回オープンキャンパス	21	火		21	木	
22	日		22	水		22	金	
23	月		23	木	勤労感謝の日	23	土	冬休み開始 第四土曜休日
24	火		24	金		24	日	
25	水		25	土	第四土曜休日	25	月	
26	木		26	日	一般・社会人Ⅰ期入試	26	火	
27	金		27	月		27	水	
28	土	第四土曜休日	28	火		28	木	
29	日		29	水		29	金	
30	月		30	木		30	土	第五土曜休日
31	火					31	日	

1 月			2 月			3 月		
1	月	元旦	1	木		1	金	
2	火		2	金		2	土	
3	水	冬休み終了	3	土		3	日	
4	木		4	日	一般・社会人Ⅱ期入試	4	月	
5	金	2年前・後期再試験期間予定	5	月	1年前・後期再試験期間(予定)	5	火	
6	土		6	火		6	水	
7	日		7	水		7	木	3年生を送る会
8	月	成人の日	8	木		8	金	卒業式
9	火		9	金		9	土	第二土曜休日
10	水		10	土	第二土曜休日	10	日	
11	木		11	日	建国記念の日	11	月	一般・社会人Ⅲ期入試
12	金		12	月	振替休日	12	火	
13	土	第二土曜休日	13	火		13	水	
14	日		14	水		14	木	
15	月		15	木		15	金	
16	火		16	金		16	土	
17	水		17	土	2年2期臨床実習終了	17	日	
18	木		18	日		18	月	
19	金		19	月		19	火	
20	土		20	火		20	水	春分の日
21	日		21	水		21	木	
22	月	2年2期臨床実習開始 1年後期定期試験	22	木		22	金	
23	火		23	金	天皇誕生日	23	土	第9回オープンキャンパス 第四土曜休日
24	水		24	土	第四土曜休日	24	日	
25	木		25	日		25	月	
26	金		26	月		26	火	
27	土	第四土曜休日	27	火		27	水	
28	日		28	水		28	木	
29	月		29	木		29	金	
30	火					30	土	第五土曜休日
31	水					31	日	

5. 長崎医療技術専門学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、学校教育法、私立学校法、理学療法士及び作業療法士法に基づき、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技術を修得させ、あわせて医療従事者としての豊かな教養と人格の形成に努め、ひろく国民の保健医療の向上に寄与することのできる医療技術者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、長崎医療技術専門学校と称する。

(位 置)

第3条 本校は、長崎市愛宕1丁目36番59号に置く。

(学生の義務)

第4条 学生は、この学則の定めるところに従い、学業に専念し、かつ学生心得を守って校内の秩序の維持に努めなければならない。

第2章 学科、定員、修業年限及び在学年限

(学科及び定員)

第5条 本校の学科及び定員並びに修業年限は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総定員	修業年限
理学療法学科	40名	120名	3年
作業療法学科	40名	120名	3年

(在学期間)

第6条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。
仮進級制度の適用については別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を前期と後期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
 - (3) 学園創立記念日 5月15日
 - (4) 春季休業、夏季休業、冬季休業 別に定める。(1年を通じて10週間程度)
 - (5) 毎月第2・第4・第5土曜日
- 2 校長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 校長は、第1項に定めるもののほか休業日を臨時に定めることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、校長は休業日であっても授業を行うことができる。

第4章 入学、休学、復学及び退学

(入学資格)

第9条 本校に入学を志願することのできる者は、学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第11号)第183条の規定に該当する者とする。

(入学志願者の提出書類)

第10条 入学志願者は、提出期日までに所定の入学試験受験料を添え、次の書類を校長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本校の定める様式)
- (2) 調査書(出身高等学校の定める様式)若しくは成績証明書
- (3) 最終学校卒業証明書若しくは学校教育法施行規則第100条に規定する証明書

(入学試験)

第11条 入学試験は、総合型選抜、推薦型選抜(指定校、公募・自己)及び一般・社会人選抜入学試験とする。

- 2 総合型選抜入学試験については、別に基準を定める。
- 3 推薦型選抜入学試験については、別に基準を定める。
- 4 一般・社会人選抜入学試験については、次の試験を行う。
 - (1) 学科試験
 - (2) 人物考査

(入学時期、手続及び入学許可)

第12条 入学時期は4月とし、入学試験に合格した者は、校長の指定する期限までに保証人1名を定め誓約書に入学金及び前期授業料を添え校長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、独立の生計を営む成年者で本校に対して当該学生にかかわる一切の責に任ずることのできる者とする。

- 3 校長は、前項の入学手続を完了した者に、入学を許可する。
- 4 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(編入学)

第13条 本校に編入を志願することのできる者は、次のいずれかに該当し、編入しようとする学年に必要な知識及び技術を修得していると校長が認める者で、本学則第10条に定める書類及び退学若しくは在籍している学校の成績証明書を提出し、かつ、校長の行う編入試験に合格しなければならない。

- 2 理学療法士及び作業療法士法第11条第1項あるいは第12条第1項に規定する学校又は養成施設に在学する者。
- 3 前項の規定により入学しようとする者については、本学則第4章の規定を準用する。

(転 科)

第14条 在学中の転科は認めないものとする。

(休 学)

第15条 学生は、疾病その他やむを得ない事情により引き続き2ヶ月以上就学することができない場合は、校長の許可を得て、休学することができる。

(休学の期間)

第16条 休学期間は、在学期間に算入しない。

- 2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、校長は更に1年以内の延長を許可することができる。
- 3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

(復 学)

第17条 休学期間が満了するとき、又は休学期間中にその事由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

第18条 学生がやむを得ない事由により就学が困難で、希望により退学しようとするときは、校長に願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第19条 前条による退学者が2年以内に再入学を願い出た場合には、校長が許可することがある。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び単位)

第20条 本校の、理学療法学科の授業科目及び単位は別表1のとおり、作業療法学科の授業科目及び単位は別表2のとおりとする。

2 各授業科目の単位は次の各基準による。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間までを1単位とする。
- (2) 実験、実習、実技等については30時間から45時間までを1単位とする。
- (3) 臨床実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

(履修方法及び実習施設)

第21条 履修方法及び臨床実習に必要な事項については、別に定める。

2 校長は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則別表第一の備考(二)又は、別表第二の備考(二)に掲げる大学若しくは養成施設において既に履修した科目については、本校での修得単位として認めることができる。

第6章 学業成績の評定

(成績の評定)

第22条 学業成績は、学科試験及び実習成績に基づき校長が評定する。

(定期試験)

第23条 試験は、原則として前期、後期に分け、それぞれの学期で履修した科目に対して行う。

2 各科目の当該授業時間の3分の1を超えて欠席した者は、前項に規定する試験を受けることができない。

(追試験)

第24条 校長は、学生がやむを得ない事由により受験できなかった場合、追試験を行うことができる。

(再試験)

第25条 校長は、学業成績が及第点に満たない科目のある学生に対し再試験を行うことができる。

(試験の成績)

第26条 授業科目の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

2 実習については、実習の成果及び出席状況を考慮して成績を定める。

第7章 課程修了の認定及び卒業

(認定)

第27条 校長は、学業成績を評定して、当該科目の課程修了を認定する。

(卒業)

第28条 校長は、本校の課程を修了したと認めた者に対して卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 課程修了者は、専門士（医療専門課程理学療法学科）又は、専門士（医療専門課程作業療法学科）と称することができる。

第8章 賞 罰

(表彰)

第29条 校長は、学業成績が特に優秀な者及び他学生の模範となる者を表彰することができる。

(懲戒)

第30条 校長は、学生が学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときはこれを懲戒することができる。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

(1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 停学 一定期間又は期間を定めず出校を停止する。

(3) 退学 自主退学を勧める。

(4) 除籍 放校とする。

3 前項の処分は、校長が別に定める規定により懲戒委員会にはかったうえ行うものとする。

第9章 健康管理

(健康診断)

第31条 本校においては、学生の健康保持のため定期健康診断を行う。

2 前項のほか校長が必要と認めたときは臨時に健康診断を行う。

第10章 組 織

(教職員組織)

第32条 本校に、校長、教員、講師、事務長、事務職員及び校医を置く。

ただし、副校長を置くことができる。

(運営会議)

第33条 本校に、職員会議及び教員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が招集し、校長以下全職員を以って構成する。ただし、校長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- 3 職員会議は、学校の教育的及び事務的運営全般に係る事項を協議する。
- 4 教員会議は、校長が招集し、専任教員により構成する。ただし、校長が必要と認める者をこれに加えることができる。
- 5 教員会議は、進級及び卒業に係る事項を協議する。

第11章 費 用

(学 費)

第34条 学費は、次のとおりとする。

入学金	1 6 万円
授業料(年額)	前期 4 9 万円 後期 4 9 万円
施設設備費(年額) 理学療法学科	1 5 万円
作業療法学科	1 0 万円
実習費(年額)	1 2 万円

これ以外の費用は徴収しない。

ただし、教科書代・教材費・白衣代等に要する費用については個人負担とする。

(納入金及び納入の特例)

第35条 入学を許可された者は、入学金を入学手続き時に納入しなければならない。

- 2 授業料及び実習費(以下「校納金」という)の納入期限は、別に定める。
- 3 休学した学生については当該期間中の校納金については免除する。ただし、休学、復学又は退学した日の属する前期又は後期分の校納金については、この限りでない。
- 4 授業料を2月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 5 既に納入した入学金、校納金及び入学試験受験料は原則として返納しない。ただし、3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している校納金については、この限りでない。
- 6 入学試験受験料、卒業証明書その他の証明手数料は、次のとおりとする。
 - (1) 入学試験受験料 2万5千円
 - (2) 身分証明書(再発行のみ)、卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書、推薦(調)書 各200円

第12章 雑 則

(細則の制定)

第36条 校長は、この学則に定めるもののほか、必要な事項について細則を定めることができる。

附 則

この校則は、平成7年4月1日より施行する。

この校則は、平成9年4月1日より施行する。

この校則は、平成10年2月1日より施行する。

この校則は、平成10年4月1日より施行する。

この校則は、平成11年4月1日より施行する。

この校則は、平成11年9月27日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

この校則は、平成12年3月15日から施行する。

この校則は、平成13年4月1日より施行する。

この校則は、平成15年4月1日より施行する。

この校則は、平成17年4月1日より施行する。

この校則は、平成19年4月1日より施行する。

この校則は、平成19年10月1日より施行する。

この校則は、平成21年4月1日より施行する。

この校則は、平成24年4月1日より施行する。

この校則は、平成25年4月1日より施行する。

この規則は、平成28年10月1日より施行する。

この学則は、平成30年4月1日より施行する。

この学則は、平成31年4月1日より施行する。

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

この学則は、令和4年4月1日より施行する。

この学則は、令和5年4月1日より施行する。

〈入学試験受験料に関する細則〉

1. 校則第35条 5 (1) に関して

作業療法学科指定校推薦型選抜の入学試験受験料は免除する。

理学療法学科指定校推薦型選抜の入学試験受験料は免除する。

総合型選抜の入学試験受験料は免除する。

附則

この規則は平成23年4月1日より施行する。

この規則は平成26年4月1日より施行する。

この規則は令和4年4月1日より施行する。

この規則は令和5年4月1日より施行する。

別表 1

理学療法学科教育課程表

指 定 規 則		科 目	1 学 年	2 学 年	3 学 年	合 計
基 礎 分 野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	行動科学	2(30)			2(30)
		医療倫理学	2(30)			2(30)
		物理学	1(15)			1(15)
		研究方法論	1(15)			1(15)
		医学英語	2(30)			2(30)
		文章表現法	2(30)			2(30)
		コミュニケーション学	1(30)			1(30)
		スポーツ・レクリエーション演習	1(15)			1(15)
		医療基礎Ⅰ	1(30)			1(30)
		医療基礎Ⅱ	1(30)			1(30)
		小 計	14(255)			14(255)
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能 及び心身の発達	解剖学Ⅰ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅱ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅲ		1(30)		1(30)
		解剖学演習		1(45)		1(45)
		生理学Ⅰ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅱ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅲ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅰ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅱ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅲ		1(30)		1(30)
		人間発達学	1(15)			1(15)
		臨床心理学	1(30)			1(30)
		小 計	11(315)	3(105)		14(420)
	疾病と障害の成り 立ち及び回復過程 の促進	病理学概論	1(30)			1(30)
		内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		整形外科Ⅰ	1(30)			1(30)
		整形外科Ⅱ		1(30)		1(30)
		神経内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		神経内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		精神医学総論	1(30)			1(30)
		小児科学	1(15)			1(15)
		外科学	1(15)			1(15)
		脳神経外科学	1(15)			1(15)
		画像診断学		1(15)		1(15)
		臨床医学Ⅰ		1(15)		1(15)
		臨床医学Ⅱ		1(20)		1(20)
		小 計	8(195)	6(140)		14(335)
	保健医療福祉とリハビ リテーションの理念	社会福祉論	2(30)			2(30)
		リハビリテーション概論	1(30)			1(30)
		地域リハビリテーション論			1(15)	1(15)
		小 計	3(60)		1(15)	4(75)

指 定 規 則		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	合計
専 門 分 野	基礎理学療法学 6	理学療法概論Ⅰ	1(30)			1(30)
		理学療法概論Ⅱ	2(30)			2(30)
		臨床運動学		1(20)		1(20)
		運動生理学実習		1(30)		1(30)
		運動療法総論		1(30)		1(30)
		小 計	3(60)	3(80)		6(140)
	理学療法管理学 2	理学療法管理学Ⅰ		1(15)		1(15)
		理学療法管理学Ⅱ			1(15)	1(15)
		小 計		1(15)	1(15)	2(30)
	理学療法評価学 6	理学療法評価学Ⅰ	1(30)			1(30)
		理学療法評価学Ⅱ	1(30)			1(30)
		理学療法評価学Ⅲ		2(60)		2(60)
		理学療法評価学Ⅳ			1(20)	1(20)
		理学療法評価学演習		1(30)		1(30)
		小 計	2(60)	3(90)	1(20)	6(170)
	理学療法治療学 20	中枢疾患運動療法Ⅰ		1(20)		1(20)
		中枢疾患運動療法Ⅱ		1(20)		1(20)
		内部疾患運動療法		1(20)		1(20)
		神経疾患運動療法		1(20)		1(20)
		小児疾患運動療法		1(20)		1(20)
		整形疾患運動療法		1(20)		1(20)
		スポーツリハビリテーション		1(20)		1(20)
		物理療法Ⅰ	1(30)			1(30)
		物理療法Ⅱ		2(60)		2(60)
		義肢装具学Ⅰ		1(30)		1(30)
		義肢装具学Ⅱ		1(30)		1(30)
		日常生活活動Ⅰ	1(30)			1(30)
		日常生活活動Ⅱ		1(30)		1(30)
		総合治療論Ⅰ		1(30)		1(30)
		総合治療論Ⅱ			2(50)	2(50)
		総合学習Ⅰ		1(30)		1(30)
		総合学習Ⅱ			2(80)	2(80)
		総合学習Ⅲ			2(80)	2(80)
		小 計	2(60)	14(350)	6(210)	22(620)
		地域理学療法学 3	地域理学療法学		1(15)	
	生活環境論			2(30)		2(30)
	小 計			3(45)		3(45)
	臨床実習 20	臨床実習Ⅰ	1(45)			1(45)
		臨床実習Ⅱ		7(315)		7(315)
		臨床実習Ⅲ			16(720)	16(720)
		臨床実習Ⅳ			1(45)	1(45)
		小 計	1(45)	7(315)	17(765)	25(1125)
101(3120)		合 計	44(1050)	40(1140)	26(1025)	110(3215)

別表 2

作業療法学科教育課程表

指定規則		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	合計
基 礎 分 野	科学的思考の基盤人 間と生活 社会の理解	行動科学	2(30)			2(30)
		医療倫理学	2(30)			2(30)
		物理学	1(15)			1(15)
		研究方法論	1(15)			1(15)
		医学英語	2(30)			2(30)
		文章表現法	2(30)			2(30)
		コミュニケーション学	1(30)			1(30)
		スポーツ・レクリエーション演習	1(15)			1(15)
		医療基礎Ⅰ	1(30)			1(30)
		医療基礎Ⅱ	1(30)			1(30)
	14	小 計	14(255)			14(255)
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能及 び心身の発達	解剖学Ⅰ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅱ	2(60)			2(60)
		解剖学Ⅲ		1(30)		1(30)
		解剖学演習		1(45)		1(45)
		生理学Ⅰ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅱ	1(30)			1(30)
		生理学Ⅲ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅰ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅱ	1(30)			1(30)
		運動学Ⅲ		1(30)		1(30)
		人間発達学	1(15)			1(15)
		臨床心理学	1(30)			1(30)
	12	小 計	11(315)	3(105)		14(420)
	疾病と障害の成り立 ち及び回復過程の 促進	病理学概論	1(30)			1(30)
		内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		整形外科Ⅰ	1(30)			1(30)
		整形外科Ⅱ		1(30)		1(30)
		神経内科学Ⅰ	1(30)			1(30)
		神経内科学Ⅱ		1(30)		1(30)
		精神医学総論	1(30)			1(30)
		精神医学		1(30)		1(30)
		小児科学	1(15)			1(15)
		外科学	1(15)			1(15)
		脳神経外科学	1(15)			1(15)
		画像診断学		1(15)		1(15)
		臨床医学Ⅰ		1(15)		1(15)
		臨床医学Ⅱ		1(20)		1(20)
	14	小 計	8(195)	7(170)		15(365)
	保健医療福祉とリハビ リテーションの理念	社会福祉論	2(30)			2(30)
		リハビリテーション概論	1(30)			1(30)
		地域リハビリテーション論			1(15)	1(15)
	4	小 計	3(60)		1(15)	4(75)

指定規則		科 目	1 学年	2 学年	3 学年	合計
専 門 分 野	基礎作業療法学 5	基礎作業学Ⅰ	1(30)			1(30)
		基礎作業学Ⅱ		2(60)		2(60)
		基礎作業学Ⅲ		1(15)		1(15)
		作業療法概論Ⅰ	1(30)			1(30)
		作業療法概論Ⅱ	1(15)			1(15)
		小 計	3(75)	3(75)		6(150)
	作業療法管理学 2	作業療法管理学Ⅰ		1(15)		1(15)
		作業療法管理学Ⅱ			1(15)	1(15)
		小計		1(15)	1(15)	2(30)
	作業療法評価学 5	身体機能評価学Ⅰ	1(15)			1(15)
		身体機能評価学Ⅱ	1(30)			1(30)
		身体機能評価学Ⅲ		1(30)		1(30)
		精神機能評価学Ⅰ	1(15)			1(15)
		精神機能評価学Ⅱ	1(30)			1(30)
		精神機能評価学Ⅲ		1(30)		1(30)
		作業療法評価学演習		1(30)		1(30)
		小 計	4(90)	3(90)		7(180)
	作業治療学 19	身体障害治療学Ⅰ		1(30)		1(30)
		身体障害治療学Ⅱ		1(20)		1(20)
		身体障害治療学Ⅲ		1(20)		1(20)
		義肢装具学		1(20)		1(20)
		精神障害治療学Ⅰ		1(30)		1(30)
		精神障害治療学Ⅱ		1(20)		1(20)
		発達障害治療学Ⅰ		1(20)		1(20)
		発達障害治療学Ⅱ		1(20)		1(20)
		高齢期治療学		1(20)		1(20)
		高次脳機能障害治療学		1(30)		1(30)
		日常生活活動Ⅰ	1(30)			1(30)
		日常生活活動Ⅱ	1(30)			1(30)
		日常生活活動Ⅲ		1(30)		1(30)
		総合治療論Ⅰ		1(30)		1(30)
		総合治療論Ⅱ			2(50)	2(50)
		総合学習Ⅰ		1(30)		1(30)
		総合学習Ⅱ			2(80)	2(80)
総合学習Ⅲ				2(80)	2(80)	
小 計		2(60)	13(320)	6(210)	21(590)	
地域作業療法学 4		地域作業療法学		2(30)		2(30)
	職業関連活動		2(30)		2(30)	
	小 計		4(60)		4(60)	
臨床実習 22	臨床実習Ⅰ	1(45)			1(45)	
	臨床実習Ⅱ		7(315)		7(315)	
	臨床実習Ⅲ			16(720)	16(720)	
	臨床実習Ⅳ			1(45)	1(45)	
	小 計	1(45)	7(315)	17(765)	25(1125)	
101(3150)		合 計	46(1095)	41(1150)	25(1005)	112(3250)

6. 授業計画ならびに授業時限区分

1. 年間授業計画

- (1) 年間授業計画を前期、後期に分ける。
- (2) 前期は4月1日から9月30日までとする。
- (3) 後期は10月1日から3月31日までとする。
- (4) 各期授業開始日は、その都度連絡する。
- (5) 各期末に定期試験を行う。時間割については、その都度連絡する。
- (6) 校内諸行事のため授業回数が著しく減じた科目については、必要に応じ補講を行う。
なお、補講の時間割等については、その都度連絡する。

2. 授業時限区分

区 分		1 時限	休 憩	2 時限	昼休み	3 時限	休 憩	4 時限
時刻	始	9:00	10:30	10:45	12:15	13:00	14:30	14:45
	終	10:30	10:45	12:15	13:00	14:30	14:45	16:15
時 間		9 0 分	1 5 分	9 0 分	4 5 分	9 0 分	1 5 分	9 0 分

7. 学則施行に関する規程

イ) 学習に関する規程

第1条 この規程は、学則に基づき、学則の実施に必要な事項を定める。

(履修方法)

第2条 授業科目は、すべて必修とし、授業は校長の定める時間割によって受けるものとする。

2 当該科目の授業時数の3分の2以上の出席をもって定期試験の受験資格とする。

(成績の評価)

第3条 成績の評価基準を下記のとおりと定める。

A (100点～80点)

B (79点～70点)

C (69点～60点)

D (59点以下)

2 A、B、Cは合格とし、Dは不合格とする。

3 臨床実習の成績は、各実習施設における評価を総合して評定する。

(追試験、再試験)

第4条 定期試験(本試験)を正当な理由により受験できなかった者には、追試験を行う。ただし、この場合は、公的機関若しくはこれに準ずる機関の発行する証明書を添えて欠席届を提出しなければならない。

2 正当な理由とは、次のとおりである。

(1) 風・水・震・火災、その他非常災害による交通遮断、現住居の喪失又は破壊。

(2) 感染症法による交通遮断、又は隔離。

(3) 交通機関の、事故等不可抗力による原因にもとづく場合。

(4) 父母、兄弟、妻子の危篤、及び葬儀出席の場合。

(5) 試験当日、出席不可能な急性の疾病、又は外傷。

(6) 忌引の場合。

3 追試験の評価は、獲得点数の8割分とする。

4 本試験または追試験で不合格点を取った者には、再試験を行う。ただし前期で終了する科目において、合格点に達しなかった者については、後期定期試験に引き続き、1回に限り試験を行うことができる。

5 追試験あるいは再試験を受験する者は、追試験願あるいは再試験願を、受験料を添えて事務に提出しなければならない。

6 再試験は60点以上を合格とし、その評価は60点とする。

(出席、欠席、欠課、遅刻、早退)

第5条 授業への出席、欠課は、原則として各授業ごとに授業開始の時点とする。

- 2 授業開始後30分以内に授業に参加した者は遅刻とする。また授業終了前30分以内に退出したものは早退とする。授業開始後30分を超えて授業に参加したものは欠課とする。
- 3 欠席とは、出席すべき日に終日、登校しなかった場合をいう。
- 4 遅刻、早退は3回をもって欠課1回とみなす。
- 5 忌引の取扱いは以下の通りとする。
 - (1) 1親等7日以内
 - (2) 2親等3日以内
 - (3) 3親等1日以内
- 6 遅刻・早退もしくは欠課・欠席する場合には、事前に校長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由により届け出ができなかった場合には、事後速やかに届け出なければならない。

(定期試験受験時の注意事項)

第6条 定期試験・追試験及び再試験受験時は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 筆記用具及び許可されたもの以外の携帯品は指定された場所に置く。
- (2) 筆記用具の貸借はしない。
- (3) 試験開始後30分以内は退出できない。
- (4) 再試験及び追試験の場合は、受験前に受験手を完了すること。
- 2 試験中に不正行為のあった者については、その試験を無効とし、以後は登校を禁止し、追ってその処置を講ずる。

(認定)

第7条 履修単位の認定について、次のとおり定める。

- (1) 不合格科目が1科目でもあれば、次の年次の科目を履修することはできない。
但し、1年生に限り適応される仮進級制度については別に定める。
- (2) 既に合格した科目の単位は認める。
- (3) 既に合格した科目でも学生が希望すれば履修することができる。
- (4) 既に合格した科目を履修し、定期試験を受けた場合は、前年度の成績と比較し、高い点数の方で評価する。ただし、60点未満の場合は再試験を受けることができない。
- (5) 再履修科目を1/3以上欠課した場合は、以後の授業及び定期試験を受けることができない。
- (6) 在籍する年次の新規開講の科目は必ず履修しなければならない。

(卒業)

第8条 卒業の認定は、3学年の所定の履修科目(実習を含む)に合格している者に対して行う。

この規程は平成7年4月1日より施行する。

この規程は平成11年4月1日より施行する。

この規程は平成20年1月16日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成25年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

この規程は令和4年4月1日より施行する。

ロ) 図書閲覧規程

(目 的)

第1条 この規程は、長崎医療技術専門学校（以下、本校）図書室の管理運営、図書その他の資料の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(管理運営)

第2条 図書室の管理運営は、教職員が行う。

(利用の範囲)

第3条 図書室を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本校教職員及び本校学生
- (2) その他校長が許可した者

(開室及び閉室)

第4条 図書室の開室時間は、別に定める。

(閲覧及び利用上の注意)

第5条 図書の閲覧を希望する者は、次に掲げることを遵守するものとする。

- (1) 利用者は、入室時に身分証明書を係員に呈示してから、閲覧すること。
- (2) 利用済みの図書、資料等は必ず元の場所に戻すこと。
- (3) 図書、資料等は、絶対に室外に持ち出さないこと。持ち出す場合には貸し出しの手続をとること。
- (4) 図書の汚損、その他異常を発見したときは直ちに係員に届け出ること。
- (5) 図書室では静粛にし、音読、雑談、飲食、喫煙等は行わないこと。
- (6) 図書、資料等への書き込みは厳禁する。
- (7) その他係員の指示に従うこと。

(貸し出し)

第6条 図書の貸し出しを希望する者は所定の手続きをとらなければならない。ただし、「禁帯出」表示のあるものは貸し出しできない。

- 2 貸し出しを希望する者は、希望する図書と身分証明書を係員に呈示し、所定の手続きを受けて、帯出すること。
- 3 図書は3冊まで、1週間貸し出すことができる。ただし、特別の事情がある場合は、校長の許可を得て期間を延長することができる。

(罰 則)

第7条 本規程、第5条および第6条に反した者には、図書室の利用を一定期間停止することがある。

2 図書を紛失または汚損した場合には弁償しなければならない事がある。

この規程は平成7年4月1日より施行する。

この規程は平成21年4月1日より施行する。

この規程は平成30年4月1日より施行する。

ハ) 学生心得

I 学生生活における規程

- ・長崎医療技術専門学校（以下、本校）学生は、初志を忘れることなく、学生相互に有益で心地良い学校生活を営むよう、努めなければならない。
- ・本校学生は、違法行為、反社会的行為、公序良俗に反する行為をしてはいけない。
- ・本校学生は、以下の事項を遵守すること。

1. 身分証明書

- (1) 本校学生は入学と同時に身分証明書の交付を受けて、これを常に携帯しなければならない。
- (2) 身分証明書は、学年の始めに認定を受けなければならない。
- (3) 身分証明書の交付を受ける場合には、写真（縦3cm、横2.5cm、上半身・脱帽・6ヵ月以内に撮影したもので未使用のもの）1枚を提出しなければならない。
- (4) 退学・除籍等の際は直ちに身分証明書を返納しなければならない。
- (5) 身分証明書を紛失又は汚損したときは、直ちに事務に届け出て、再交付を受けなければならない。

2. 身上異動

入学の際に届け出た住所、氏名その他一身上に異動があった場合には、その都度身上異動届を事務へ届け出ること。

3. 証明書の申込み

証明書類が必要な時は、事務に申し込むこと。ただし、発行は原則として翌日以降とする。

4. 掲示

- (1) 校内において、チラシ、ポスター、パンフレット、新聞等を掲示又は配布しようとするときは、事前に学生委員の許可を受け、指示に従い、許可印のあるもののみを掲示又は配布すること。
- (2) 学生が校外において本校の名称を用いて掲示しようとするときは、別紙により許可を受けなければならない。

5. 集会

- (1) 学生が集会を開こうとする時は、別紙様式により許可を受けなければならない。
- (2) 校外において本校の名称を用いて、集会、催物を開く場合は、あらかじめ別紙様式により許可を受けなければならない。

6. 団体

- (1) 学生が団体を結成しようとするときは、別紙様式により校長の許可を受けなければならない。
- (2) 一度届け出た内容に変更が生じた場合は、前項に準じて承認を受けなければならない。
- (3) 団体承認の有効期間は、その学年限りとする。継続を希望する場合は、新学年4月末日までに更新願を提出しなければならない。
- (4) 学生が本校以外から指導者、講演者等を招聘しようとするときは、事前に願い出て承認を受けなければならない。

7. 施設、設備等の使用

- (1) 集会等で本校の施設、設備の使用を希望する場合は、施設使用願を事務へ提出しなければならない。
- (2) 本校の物品を使用する場合は、使用願を提出し、職員の指示に従って使用しなければならない。

8. 通学

- (1) 通学で自動車および自動二輪車を使用する場合は、事前に願い出て許可を得なければならない。
- (2) 許可を得たものは、本校が定める通学における車両使用についての規定に従わなければならない。

9. 学生への連絡

学生への指示や連絡は、所定の掲示板、ホームページ、メール等によって行う。
各自こまめに確認する習慣を付け、見落としのないよう心掛けること。
1週間経過した事項については、周知の事として処理する。

10. 学生への取り次ぎ

学生への外部からの電話や荷物の取り次ぎは、原則として行わない。

11. 校内清掃

各教室をはじめ、校内及び校舎・外庭の清掃は、原則として学生が行うものとする。

12. その他

- (1) 所持品は指定されたロッカーにおいて自己管理すること。また、一般教室、講堂および実習室に私物を放置しないこと。
- (2) 敷地内は禁煙とする。

II 奨学金

1. 日本学生支援機構

本校には日本学生支援機構の奨学金制度がある。貸与希望者は、事務の奨学金担当へ申し出ること。ただし希望者全員が貸与を受けられるとは限らない。

2. その他の奨学金

他の奨学金等を受けている学生は、担任へ届け出ること。

III アルバイト

経済的理由その他やむを得ない事情でアルバイトをするときは、担任に願い出て、校長の許可を得ること。

IV 就職

就職情報は、掲示板に掲示する。詳細については担任および学生委員に申し出ること。

この生徒心得は平成7年4月1日より施行する。

この生徒心得は平成11年4月1日より施行する。

この生徒心得は平成19年4月1日より施行する。

この学生心得は平成30年4月1日より施行する。

この学生心得は令和4年4月1日より施行する。

この学生心得は令和5年4月1日より施行する。

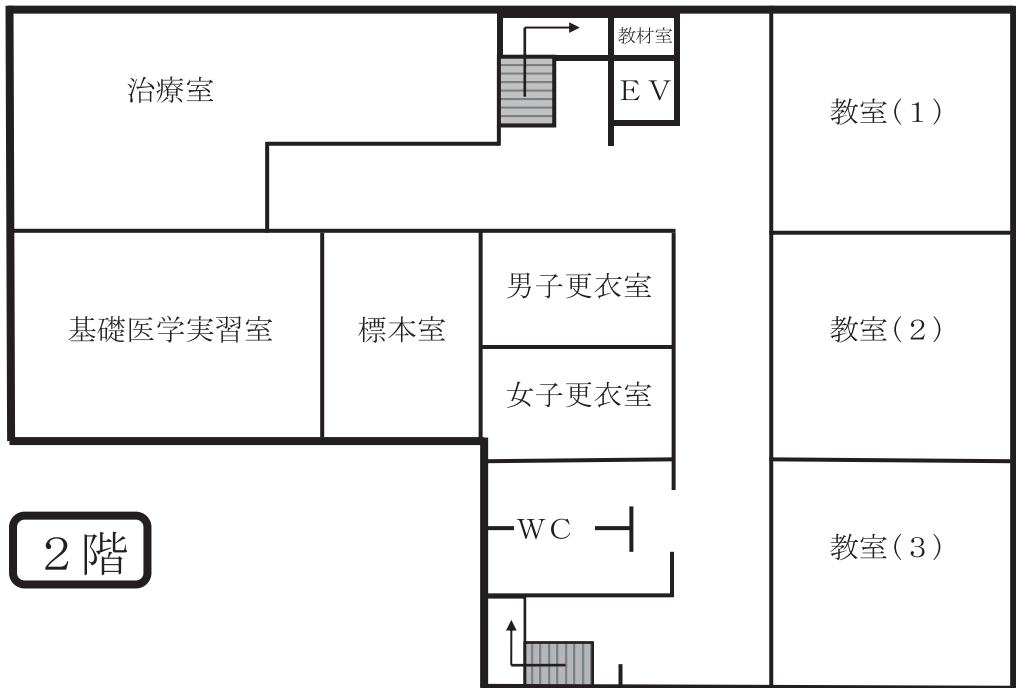
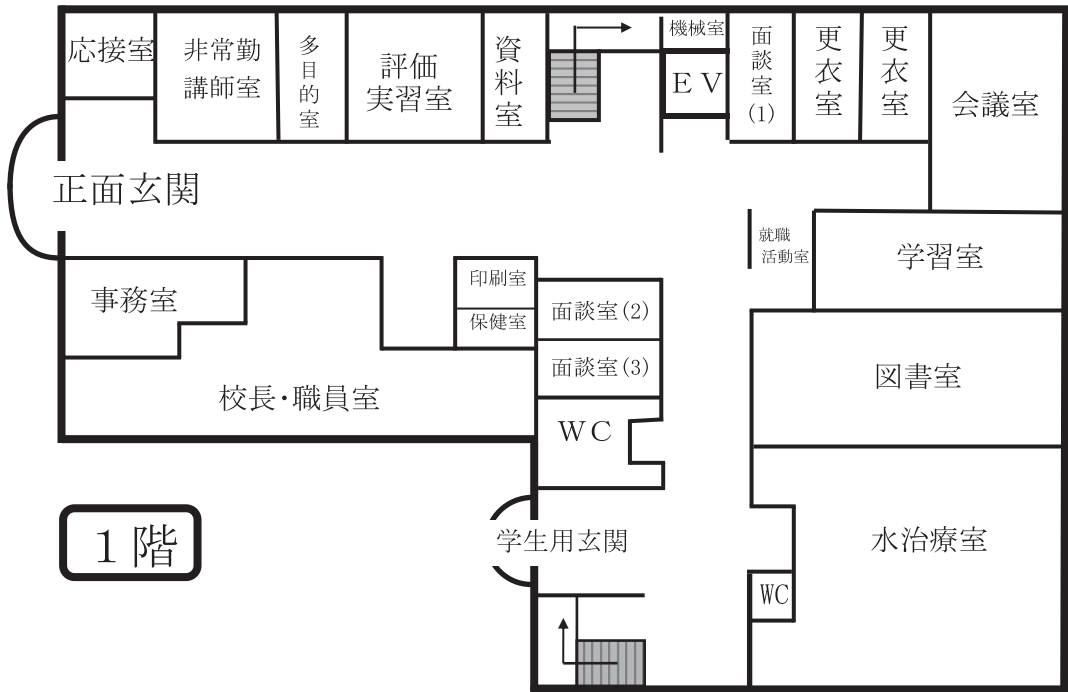
ニ) 健康管理に関する規程

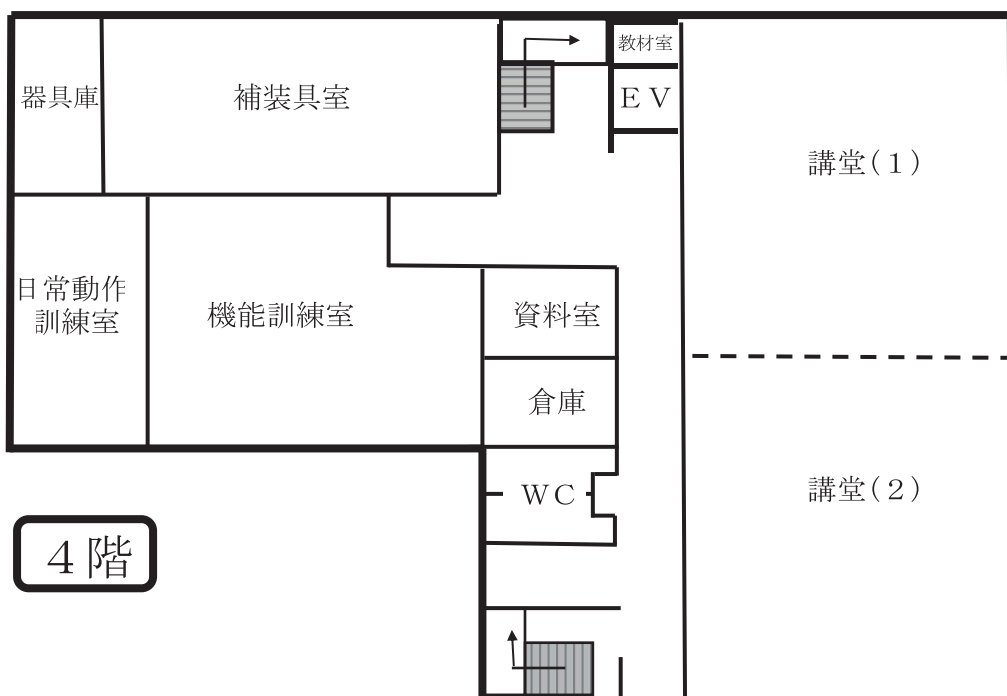
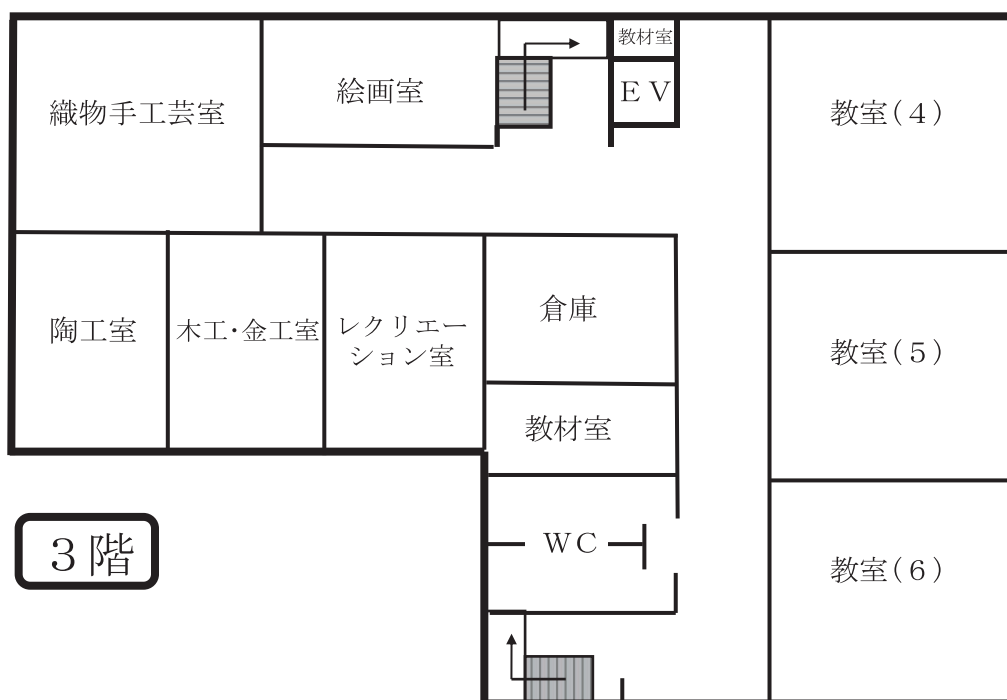
1. 健康診断は、毎学年4月に行うので受けること。
2. 検査項目は、身長、体重、エックス線検査、内科検診とする。
3. その他、必要に応じ臨時に行う場合はその都度連絡する。

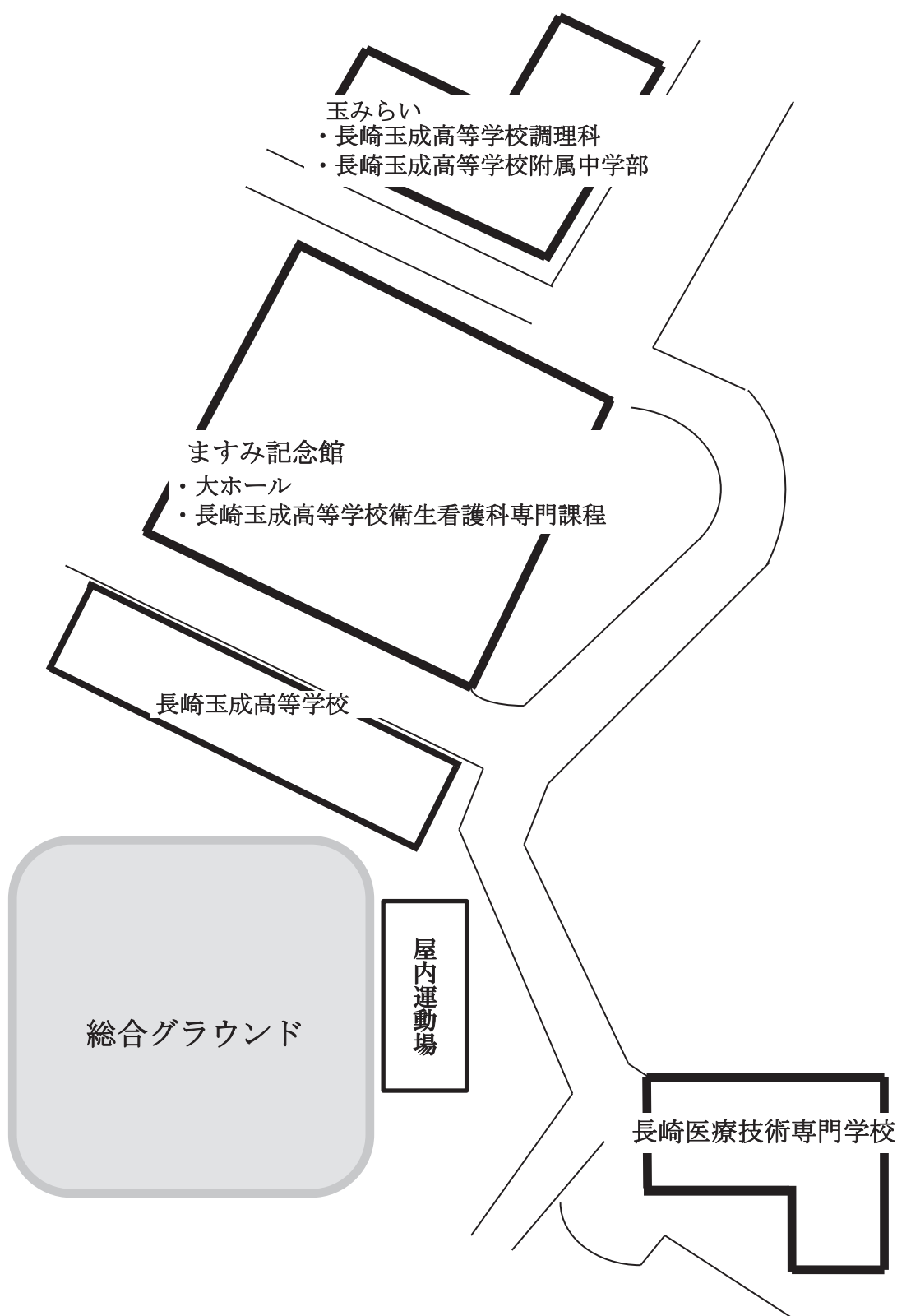
この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日より施行する。

9. 校舎平面図







10. 教職員一覧

職 名	氏 名	勤 務 先	担当科目
校 長	淡野 義長	長崎医療技術専門学校	
副 校 長	韋 傳春	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	岩永 隆之	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	林 勇一郎	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	山内 満	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	奥山 由美子	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	増本 敏光	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	森 健次郎	長崎医療技術専門学校	理学療法専門科目
教 員	牧山 美穂	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教 員	荒木 一博	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教 員	福島 浩満	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教 員	久毛 希	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教 員	渡邊 正之	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
教 員	相川みどり	長崎医療技術専門学校	作業療法専門科目
非常勤講師	長尾 博		行動科学、臨床心理学
非常勤講師	福岡龍馬	弁護士法人ふくざき法律事務所	医療倫理学
非常勤講師	岩永 浩		物理学
非常勤講師	小路 武彦	長崎大学研究開発推進機構	医学英語
非常勤講師	小松 直斗	長崎玉成高等学校	文章表現法
非常勤講師	弦本 敏行	長崎大学生命医科学域	解剖学演習
非常勤講師	佐伯 和信	長崎大学生命医科学域	解剖学Ⅱ・解剖学演習
非常勤講師	高村 敬子	長崎大学生命医科学域	解剖学演習
非常勤講師	松本 逸郎		生理学Ⅰ・Ⅲ
非常勤講師	中畑 泰和	長崎大学	生理学Ⅱ・臨床医学Ⅱ（栄養）
非常勤講師	樽見 航	長崎大学	生理学Ⅱ
非常勤講師	片瀬 直樹	長崎大学生命医科学域	病理学概論
非常勤講師	岡田 雅彦	みさかえの園あゆみの家	人間発達学
非常勤講師	井手 政利	井手内科クリニック	内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	藤本 健志	長与病院	内科学Ⅱ
非常勤講師	衛藤 正雄	済生会長崎病院	整形外科Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	佐藤 聡	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ

職 名	氏 名	勤 務 先	担当科目
非常勤講師	瀬戸 牧子	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	富田 逸郎	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	佐藤 秀代	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	一瀬 克浩	長崎北病院	神経内科学Ⅰ・Ⅱ
非常勤講師	小柳 憲司	長崎県立こども医療福祉センター	小児科学
非常勤講師	兒玉 幸修	長崎大学病院	臨床医学Ⅱ（薬科）
非常勤講師	中村 裕一郎	長崎大学病院	臨床医学Ⅱ（泌尿器科）
非常勤講師	江原 大輔	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（皮膚科）
非常勤講師	陶山 一彦	長崎みなとメディカルセンター	脳神経外科学
非常勤講師	田口 憲士	長崎大学病院	外科学
非常勤講師	岩尾 敦彦	長崎大学病院	外科学
非常勤講師	山野 修平	長崎大学病院	外科学
非常勤講師	藤田 あゆみ	長崎大学病院	外科学
非常勤講師	福本 将之	長崎大学大学院	外科学
非常勤講師	哲翁 華子	長崎大学大学院	外科学
非常勤講師	田崎 修	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（救急）
非常勤講師	村瀬 志門	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（救急）
非常勤講師	上村 恵理	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（救急）
非常勤講師	猪熊 孝実	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（救急）
非常勤講師	太田黒 崇伸	長崎大学病院	臨床医学Ⅰ（救急）
非常勤講師	筒井 伸	長崎大学病院	画像診断学
非常勤講師	工藤 崇	長崎大学	画像診断学
非常勤講師	林 靖之	長崎原爆病院	画像診断学
非常勤講師	松尾 史江	合同会社Three・M	社会福祉論
非常勤講師	鋤崎 利貴	長崎大学病院	内部疾患運動療法
非常勤講師	浦川 純二	長崎県立こども医療福祉センター	小児疾患運動療法
非常勤講師	能 由美	motto Assist	スポーツリハビリテーション
非常勤講師	久保 結花	長崎大学	発達障害治療学Ⅰ
非常勤講師	浦川 由紀子	みさかえの園総合発達医療福祉センター むつみの家	発達障害治療学Ⅱ
校 医	城野 恵理	ひぐち医院	

11. 学校関係法規

教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）

目次

前文

第1章 教育の目的及び理念（第1条―第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条―第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

(法令の制定)

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

第11章 専修学校

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が1年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時40人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

② 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

③ 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

④ 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第126 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

② 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

—省略—

〔大学への編入学〕

第132条 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第90条第1項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、理学療法士及び作業療法士の資格を定めるとともに、その業務が、適正に運用されるように規律し、もって医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

2 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

3 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法を行なうことを業とする者をいう。

4 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法を行なうことを業とする者をいう。

第2章 免許

（免許）

第3条 理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許（以下「免許」という。）を受けなければならない。

（欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

（2）前号に該当する者を除くほか、理学療法士又は作業療法士の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

（3）心身の障害により理学療法士又は作業療法士の業務を適正に行なうことができない者として厚生労働省令で定めるもの

（4）麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（理学療法士名簿及び作業療法士名簿）

第5条 厚生労働省に理学療法士名簿及び作業療法士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第6条 免許は、理学療法士名簿及び作業療法士名簿に登録することによって行なう。

2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、理学療法士免許証又は作業療法士免許証を交付する。

（意見の聴取）

第6条の2 厚生労働大臣は、免許を申請した者について、第4条第3号に掲げる者に該当すると認め、同条の規定により免許を与えないとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、厚生労働大臣の指定する職員にその意見を聴取させなければならない。

(免許の取消し等)

第7条 理学療法士又は作業療法士が、第4条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、理学療法士又は作業療法士について前項の処分が行なわれる必要があると認められるときは、その旨を厚生労働大臣に具申しなければならない。

3 第1項の規定により免許を取り消された者であっても、その者がその取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第6条の規定を準用する。

4 厚生労働大臣は、第1項又は前項に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならない。

(政令への委任)

第8条 この章に規定するもののほか、免許の申請、理学療法士名簿及び作業療法士名簿の登録、訂正及び削除並びに免許証の交付、書換え交付、再交付、返納及び提出に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 試験

(試験の目的)

第9条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験は、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能について行なう。

(試験の実施)

第10条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が行なう。

(理学療法士国家試験の受験資格)

第11条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、2年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの

三 外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(作業療法士国家試験の受験資格)

第12条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することができる者(この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第2項の規定により当該大学に入学させた者を含む。)で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、2年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの

三 外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(医道審議会への諮問)

第12条の2 厚生労働大臣は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目又は実施若しくは合格者の決定の方法を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、第11条第1号若しくは第2号又は前条第1号若しくは第2号に規定する基準を定めようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

(不正行為の禁止)

第13条 理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験を受けることを許さないことができる。

(政令及び厚生労働省令への委任)

第14条 この章に規定するもののほか、第11条第1号及び第2号の学校又は理学療法士養成施設の指定並びに第12条第1号及び第2号の学校又は作業療法士養成施設の指定に関し必要な事項は政令で、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の科目、受験手続、受験手数料その他試験に関し必要な事項は厚生労働省令で定める。

第4章 業務

(業務)

第15条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第31条第1項及び第32条の規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

2 理学療法士が、病院若しくは診療所において、又は医師の具体的な指示を受けて、理学療法として行なうマッサージについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条の規定は、適用しない。

3 前2項の規定は、第7条第1項の規定により理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。

(秘密を守る義務)

第16条 理学療法士又は作業療法士は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た人の秘密を他に漏らしてはならない。理学療法士又は作業療法士でなくなった後においても、同様とする。

(名称の使用制限)

第17条 理学療法士でない者は、理学療法士という名称又は機能療法士その他理学療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

2 作業療法士でない者は、作業療法士という名称又は職能療法士その他作業療法士にまぎらわしい名称を使用してはならない。

(権限の委任)

第17条の2 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

第5章 理学療法士作業療法士試験委員

(理学療法士作業療法士試験委員)

第18条 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験に関する事務をつかさどらせるため、厚生労働省に理学療法士作業療法士試験委員を置く。

2 理学療法士作業療法士試験委員に関し必要な事項は、政令で定める。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第19条 理学療法士作業療法士試験委員その他理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当たって厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第6章 罰則

第20条 前条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第21条 第16条の規定に違反した者は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第7条第1項の規定による理学療法士又は作業療法士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、理学療法士又は作業療法士の名称を使用したもの

二 第17条の規定に違反した者

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日〔昭和40. 6. 29〕から起算して60日を経過した日から施行する。ただし、第5章の規定は公布の日から、第10条の規定は昭和41年1月1日から施行する。

(免許の特例)

2 厚生労働大臣は、外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると認定したものに対しては、第3条の規定にかかわらず、当分の間、理学療法士又は作業療法士の免許を与えることができる。この場合における第6条第1項の規定の適用については、同項中「理学療法士又は作業療法士国家試験に合格した者の申請により」とあるのは、「外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者又は作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を有すると厚生労働大臣が認定したものの申請により」とする。

(受験資格の特例) 一省略一

学校法人玉木学園

〒850-0822 長崎市愛宕1丁目37番1号

TEL 095-826-6322

FAX 095-828-6837

長崎医療技術専門学校

〒850-0822 長崎市愛宕1丁目36番59号

TEL 095-827-8868

FAX 095-827-8335